

【茨城県大洗町とは】

大洗町は茨城県中央部の海沿いに位置し、東に太平洋、北に那珂川、北西の潤沼川を巡り南西にはラムサール条約登録湿地である潤沼と三方を水に囲まれた自然資源豊かであるとともに、冬は温暖、夏は冷涼で過ごしやすく、都心からは約90分で訪れることができる利便性の高さをもち備えております。

大洗町が持つ白砂青松の美しい海岸線により、古くから漁業と県内屈指の観光と保養の地として栄え、多くの方々に観光地として親しまれています。近年は、日本でもトップクラスの規模を誇る「アクアワールド茨城県大洗水族館」や北関東最大級の海水浴場「大洗サンビーチ」、「東京かねふくめんたいパーク」といった観光施設、新鮮な海の幸、潮風香る豊かな大地で生まれた四季折々の旬の食や各種イベントを求めて年間450万人を超える観光客（2024年茨城県観光動態調査）にお越しいただいております。

今回の地域おこし協力隊員募集では、大洗町が数多く実施するイベントにおける情報発信強化、イベント内コンテンツの企画・開発を通じ、町の魅力を高めてくれる意欲ある方を広く募集いたします。

大洗町で開催するイベントにおける地域連携・運営力強化に取り組む
“地域おこし協力隊員”を1名募集します

大洗町が開催する「大洗海上花火大会」等の各種イベントにおいて、新たな視点を活用して「渋滞・混雑によるオーバーツーリズムの防止」や「DX等を活用した運営の円滑化」を担っていただき、地域と連携して大洗町の観光を一緒に盛り上げていく「地域おこし協力隊員」を1名募集します。



大洗町におけるイベントの地域連携・運営力強化に取り組む地域おこし協力隊活動

1. 業務概要

- (1) 大洗町におけるイベントでの効果的な渋滞・混雑対策の立案・実施
- (2) 大洗町におけるイベントでの新たなアイデア（例：D X、A I 等）を活用した運營業務効率化
- (3) 上記業務における持続可能な運営スキームの構築、地域内他イベントへの提案
- (4) 大洗町の地域振興や産業振興に係る取組み
- (5) その他、地域の課題解決や活性化に資するイベントに関する活動の企画・立案・実行

2. 募集対象

- (1) 令和8年4月1日現在で満20歳以上の方
- (2) 現在、三大都市圏の都市地域または政令指定都市（条件不利区域以外の区域）に居住しており、任用または委嘱期間を通じて生活拠点を大洗町に移し、採用後に住民票を大洗町へ異動できる方
※総務省ホームページ「地域おこし協力隊とは」内の「特別交付税措置に係る地域要件確認表」にて地域要件をご確認ください。
- (3) 心身ともに健康で誠実に勤務ができる方
- (4) 普通自動車運転免許証を所持し、容易に活用できる方
- (5) パソコン操作（ワード・エクセル・パワーポイント・メール等）およびインターネット、SNS等の知識を有し、容易に活用できる方
- (6) 地域おこし協力隊としての活動期間終了後も大洗町に定住し、起業・就業しようとする意欲のある方
- (7) 地域の住民や事業者と協力しながら、地域の活性化に向けて積極的に行動できる方
- (8) 次のいずれにも該当しない方
 - ア 日本国籍を有していない方
 - イ 成年被後見人または被保佐人
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

3. 委嘱形態

「委託型地域おこし協力隊員」として委嘱します。

4. 募集人数 1名

5. 勤務地 茨城県東茨城郡大洗町（必要に応じ、町外での活動もあり）

6. 委託型地域おこし協力隊について

- (1) 委嘱形態・期間

- ア 上記業務概要に定める活動を委託します。委託内容については、協議により決定し、町と業務委託契約を締結して活動します。
- イ 町との雇用関係はないため、健康保険および年金保険料等は自己負担となります。国民健康保険、国民年金に加入いただく必要があります。
- ウ 町が委託する業務以外の業を自由に行うことができます。（副業を行うことが可能です。）ただし、委託業務遂行の支障にならない範囲での行動をお願いします。
- エ 協力隊員は町長が委嘱し、委嘱期間は令和 8 年 5 月 1 日以降、委嘱の日から令和 9 年 3 月 31 日までを最初の期間とします。
- オ 次年度以降の委嘱および契約については、各年度終了時に活動状況や実績を勘案し、最長 3 年間まで延長します。

（２）勤務日および勤務時間

活動日数や活動時間は、当初の活動計画や提案事業の活動内容によって異なるため、委託契約締結の際、協議の上決定します。

（３）委託料

- ア 委託料（人件費分）の額は、基本的に協力隊員 1 人当たり年間 350 万円を上限額とします。ただし応募者の知識、技術、職務経験等を考慮し、協議の上で増額または減額することがあります。
- イ 年間の委託料を 12 で除した金額を月の支払い上限額として、1 か月ごとに支払います。
- ウ 委託料（活動費）の額は、基本的に協力隊員 1 人当たり年間 200 万円を上限額とします。活動に必要な経費として認められる費用は主に以下の通りです。
 - ・住居、車両等の借りに要する経費
 - ・活動旅費等移動に要する経費
 - ・作業道具、消耗品等に要する経費
 - ・隊員の研修に要する経費
 - ・定住に向けて必要となる研修・資格取得に要する経費
 - ・活動報告会等に要する経費

（４）待遇・福利厚生

- ア 住居は大洗町内に居住いただきます。
- イ 活動報告に基づき、活動に要する費用で町が必要と認めたものについては、予算の範囲内で町が負担します。

7. 留意事項

- （１）協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。
- （２）住民票の異動は、必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を異動した場合、応募対象者でなくなり、採用取り消しとなる場合があります。
- （３）委嘱期間中の住居賃借料等は町で上記補助対象となりますが、光熱水費や引っ越しに係る費用等は自己負担となります。

8. 申込受付期間

令和8年3月6日まで 必着

※第1次選考の応募用紙等の郵送提出期限

9. 選考の流れ

申込受付期間中に、下記の申込み先まで提出書類を郵送して下さい。

<提出書類>

(1) 大洗町「地域おこし協力隊」応募用紙

別紙<活動目標レポート>に、次のテーマとしたレポートを記載願います。

【大洗町の地域おこし協力隊を選んだ理由】

【活動に生かしたい私の経験や能力】

(イベント運営、DX等による業務改善に関する経験があれば記載ください。)

(2) 住民票抄本(令和8年1月1日以降のもの)

(3) 普通自動車免許証の写し

<第1次選考> 【書類審査】 3月中旬予定

提出書類を審査し、応募要件の適否を決定します。審査結果を全員に文書で通知し、第2次選考の日時については、合格者のみ文書で通知します。

<第2次選考> 【面接等】 4月上旬予定

第1次選考の書類審査に合格した方のみ、面接による第2次選考を実施します。面接は対面またはオンラインでの実施となります。面接方法及び審査結果については、文書または電話等で通知します。

10. お問い合わせ・お申し込み先

大洗町商工観光課

〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275

TEL : 029-267-5175 FAX : 029-266-2412

Mail : kankou@town.oarai.lg.jp

11. 注意事項

本事業の委嘱は、大洗町における令和8年度の予算議決が前提となります。議決されなかった場合は、募集を中止することがあります。